

## 第24回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和4年12月23日(金)午後1時30分から午後2時32分

2. 会議の場所 亘理町役場2階中会議室2東・西会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(11名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	4番	渡邊喜徳
6番	佐藤利洋	7番	安住政男	9番	丸子清
11番	安住郁子	12番	齋精一	13番	浅川文義
14番	片平洋之	15番	伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	24番	棟形和徳
25番	南條栄一	26番	東條茂	27番	小野忠良
28番	鈴木茂利	29番	末木清一	30番	千葉義昭

4. 欠席者

(1) 農業委員(4名)

3番	遠藤圭一	5番	日下昭一	8番	齋藤桂子
10番	菊池淑郎				

(2) 農地利用最適化推進委員(なし)

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 非農地証明願いについて

日程第5 第4号議案 農地法第3条の規定による許可書の訂正願いについて

日程第6 第5号議案 令和4年度第7号亘理町農用地利用集積計画(案)について

日程第7 第6号議案 農地への太陽光発電施設設置に伴う要望について

## 6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第24回亘理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告についてですが、一点説明させていただきます。中ほどの、12月13日に令和5年度予算ヒアリングが財政課よりあり、むつみ会から支出していたアグリレディス21の負担金について、ヒアリングの段階であります但通りました。正式には来年3月議会で可決されれば正式なものになりますので、その報告をさせていただきました。経過報告については以上となります。

議長 次回の総会までの日程については、1月19日に亘理と逢隈で地区委員会、1月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は1月26日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、3番、遠藤圭一委員、5番、日下昭一委員、8番、齋藤桂子委員、10番、菊池淑郎委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、9番、丸子清委員、12番、齋精一委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4番 (順位1番から順位9番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

( 発言なし )

議 長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。次に、順位3番の採決を行います。順位3番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位3番については、許可することに決定します。次に、順位4番の採決を行います。順位4番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位4番については、許可することに決定します。次に、順位5番の採決を行います。順位5番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位5番については、許可することに決定します。次に、順位6番の採決を行います。順位6番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位6番については、許可することに決定します。次に、順位7番の採決を行います。順位7番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位7番については、許可することに決定します。次に、順位8番の採決を行います。順位8番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位8番については、許可することに決定します。次に、順位9番の採決を行います。順位9番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位9番については、許可することに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了いたします。

日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに、吉田地区委員会より説明をお願いします。

1 4 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4 番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

2 9 番 順位2番について、もう少し詳しい説明をお願いします。

- 浅井班長 補足説明をさせていただきます。こちらの、(順位2番)につきましては、平成10年頃から農地としては使用しておらず、雑草や木が生い茂っており、現在、耕作出来る状況ではないようです。この場所については、住宅と水路に挟まれ、住宅の一部となっているため、耕作等もお願いすることが出来ないため、今回、申請が上がっている次第です。
- 議長 よろしいですか。
- 29番 はい、分かりました。
- 議長 そのほか、ございませんか。
- 21番 順位1番は明らかに宅地として利用している。一方の順位2番は、端にあり農地として活用出来なかった、この様な所であれば、非農地は仕方ないと思いますが、この場合、畑に家を建てた時点で分かるはずですよ、税金の関係は宅地として払ってあるのでしょうか。
- 14番 税務課では、宅地として課税をしていたそうです。
- 21番 その時点で、本人達は、農地ではないという認識が出来なかったのでしょうか。
- 14番 申請者の父は親類から農地を贈与されて、昭和35年に家を建て昭和36年に入居しているはずですが、その時点で、転用許可が下りたものの登記をしていなかっただけの事だと思います。本人も亡くなっており、息子の幸雄さんも相続により取得しているため、はっきりした事は分からない状況です。税務課では宅地としているが、農業委員会は農地としているならば、横の連絡で登記していない事を連絡出来ないものかと思います。非農地証明はこの様なケースが結構出てきますよね。
- 21番 本人達、よく分からなければ税務署等に行って、本当は調べるべきものだと思いますがね。
- 14番 私は、小さい時、近くに居たため分かっている事ですが、もう、50年以上農地として使っていないくて、周りから見ても宅地だと思っていた場所なんです。息子さんも相続して売買しようとしたら、農地だった事に気づき、今回、非農地証明願いを申請したものです。
- 21番 今後、このような事案がないようにして頂きたい。
- 議長 そのほか、ご質問、ご意見はございませんか。
- ( 発言なし )
- 議長 なければ、第3号議案、非農地証明願いについて採決いたします。順

位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について承認する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、承認することに決定します。

以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。

日程第 5、第 4 号議案、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 はい、第 4 号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ採決に移ります。第 4 号議案、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案、農地法第 3 条の規定による許可書の訂正願いについては、原案のとおり承認することに決定いたします。以上で第 4 号議案の審議を終了いたします。

日程第 6、第 5 号議案、令和 4 年度第 7 号亙理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。

なお、第 5 号議案については、委員本人に関する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 5 号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議長

なければ採決に移ります。

ここで、(関係委員)の退席を、お願いします。

第5号議案、令和4年度第7号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長

異議なしと認めます。第5号議案、令和4年度第7号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。退席されました、委員及び推進委員は席へお戻り願います。

以上で第5号議案の審議を終了します。

日程第7、第6号議案、農地への太陽光発電施設設置に伴う要望案についてを議題とします。

なお、本議案は農業委員会に関する法律第38条の規定に基づく関係行政機関への意見となります。事務局より説明願います。

事務局長

(議案書朗読及び補足説明)

議長

ありがとうございました。第6号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

13番

この要望書ですが、太陽光発電施設が設置されてからだいぶ時間が経っており、何故、今頃だったのか、カメムシ等の弊害が無かったからなのか、ちょっと要望するのが遅かったのではと思います。

事務局長

4月に異動して、太陽光の関係色々と感じる所があり、その以前については、推測では、多少は周りの方は我慢されている部分があったりなど、先程の掲示板の徹底については、連絡しても繋がらないという話も聞いておりますので、本当ですと、太陽光施設を設置する際に、9月の総会でもお話ししましたが、ガイドラインは設けてありますが、その辺の周知徹底が上手く行かなかったものか分かりませんが、現状を少しでも良くするために、今回、要望するものです。

13番

地区の農業委員会でも、太陽光発電施設を設置する場合、業者さんに周りの草刈り、水はけ等の要望を出して、許可申請をしていますが、町、県でもっと厳しく出来ないものですか。

事務局長

最終的な部分では、その農地の所有者が、誰かが作るか、売買して作ってもらう事が一番いいと思いますが、その様にならなかった場合、最終的に所有者の方が売ってしまう部分については、設置できる場所

であれば、農振農用地であれば別ですが、法的には何とも出来ないですね。ただし、この間の農業委員会大会の際に、こちらの文面にもありますが、集積する時にそれが足枷になって、その太陽光の周りはいやだよとなど、そういう風になりかねないので、優良な田んぼでの太陽光をその中の真中に置くのではなく、色々調整して、端の方に誘導する等の事が、農業委員会大会の資料に記載されていました。農業委員会も皆さん委員さんの方も、もし、そういう風なお話があれば可能な限り調整をして頂き、どうしてもない場合には、周辺の農業者さんが納得した上で、ガイドラインにはそう載せていますが、納得した上での設置という事になります。

2 1 番

この条件を満たさないと許可出来ないという事ですか。

事務局長

そういう風になります。ただし、その条例に要望案がそのまま盛り込まれるかは、また別な話で、あくまで委員会の要望として提出するものです。参考までに千㎡の開発で側溝を入れる場合は、条例はなく、お願いで行っており、状況によって、側溝を入れる所も有るし無い場合もある状況です。

議 長

そのほか、ございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ、採決に移ります。第6号議案、農地への太陽光発電施設設置に伴う要望案については、原案のとおり提出する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認めます。第6号議案、農地への太陽光発電施設設置に伴う要望案については、原案どおり提出する事に決定いたします。

以上で第6号議案の審議を終了します。

これで議案審議は全て終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ、事務局からお願いします。

事務局長

事務局から報告事項1件、事務連絡が数件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告及び事務連絡。

議 長

事務局長より補足説明があるそうです。

事務局長

太陽光発電施設の関係で補足説明をさせていただきます。

先程の４点の中で②の U 字溝の設置、④の畦畔の高さまでの砂利敷きがありますが、例を出しますと、東側に家が建ち、西側に水路があり、その西側の田んぼに太陽光発電施設を設置する場合は、江払いを重機でする場合、住宅の擁壁と太陽光の柵により江払いの管理が出来にくい状況になりますので、その場合には U 字溝の設置が必要になって来ると思います。条例設置の際に盛り込みの仕方だと思いますが、例えば必要に応じて U 字溝を設置するなど、必ず U 字溝を設置するという事でなく、業者さんの負担も生じますので、なるべく営農活動に支障が出ない、太陽光発電施設の設置が出来る、条例の作り方、盛り込みを考えて行きたいと思えます。

補足説明後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 2 時 3 2 分